

*利用者負担の軽減（申請が必要です）

●サービスの利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が上限額を超えたときは、申請により、超えた分が「高額介護サービス費」として支給されます。

- 支給対象となった方に申請書を送付しますので、区役所地域福祉課で速やかにお手続きください。
- 一度申請していただくと、利用者負担が限度額を超えている月については、自動的に計算し、支給されるようになります。

■利用者負担の上限（1か月） **令和8年8月から** 下線部が82万6,500円に変わる予定です。

利用者負担段階区分		上限額（世帯合計）
市民税課税世帯で、右記に該当する65歳以上の方が世帯にいる場合	課税所得690万円以上	140,100円
	課税所得380万円以上690万円未満	93,000円
上記以外の市民税課税世帯		44,400円
世帯の全員が市民税非課税		24,600円
<ul style="list-style-type: none"> ●課税年金収入額＋その他の合計所得金額が<u>80万9,000円</u>以下の方 ●老齢福祉年金の受給者 		15,000円（個人）
生活保護の受給者等		15,000円（個人）

※課税所得とは基礎控除のほか配偶者控除など各種所得控除後の金額です。

※「課税年金収入額」「その他の合計所得金額」はP9の説明を参照。

※介護保険施設または地域密着型介護老人福祉施設に入所している場合、区役所地域福祉課に受領委任払いの事前申請を行うことにより、利用者は自己負担の上限額を施設に支払い、高額介護サービス費の受け取りを施設に委任する制度があります。

高額介護サービス費の対象にならない費用

- 支給限度額を超えた利用者負担
- 居住費等、食費、日常生活費
- 住宅改修や福祉用具購入の費用 など

●介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の自己負担が高額になった場合、高額介護サービス費（介護保険）、高額療養費（医療保険）を適用したあとの年間（8月1日～翌年7月31日）の自己負担額を合算して下記限度額を超えたときは、申請により、超えた分が後から支給されます。

■高額医療・高額介護合算制度の負担限度額（8月1日～翌年7月31日の算定分）

所得（基礎控除後の総所得金額等）	70歳未満の方がいる世帯	所得区分	①70～74歳の方がいる世帯 ②後期高齢者医療制度で医療を受ける方がいる世帯
901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円
600万円超 901万円以下	141万円	課税所得380万円以上 690万円未満	141万円
210万円超 600万円以下	67万円	課税所得145万円以上 380万円未満	67万円
210万円以下	60万円	一般（市民税課税世帯の方）	56万円
市民税非課税世帯	34万円	低所得者（市民税非課税世帯の方）	31万円
		世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方（年金収入のみの場合80万円以下の方）	19万円

●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。同じ世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。

●支給対象となる方には申請書が送付されますので、医療保険の窓口へ申請してください。

* その他の利用者負担の軽減

● 災害などの特別な事情がある場合

災害などにより、住宅、家財等に著しい損害を受けた場合や、生計中心者の所得が特別な事情により前年の1/2以下となり、かつ市民税非課税と見込まれる場合には、その被害の程度や収入の状況に応じて、利用者負担割合の軽減または免除を受けられる場合があります。詳しくは、各区役所地域福祉課にお問い合わせください。

● 課税世帯への特例措置

高齢夫婦等の市民税課税世帯で、一方が施設に入所して居住費（滞在費）および食費を負担することにより、在宅の配偶者等の生計が著しく困難にならないように、施設の居住費（滞在費）および食費が減額される場合があります。

● 社会福祉法人による利用者負担軽減

一部の社会福祉法人が提供する対象サービスを利用する場合、低所得で特に生計が困難な方について、申請により、利用者負担額、居住費（滞在費）・食費が軽減される場合があります。

■ 制度の対象になる方の要件

この制度を利用できる方は、下記の①～⑥の要件をすべて満たす方です。

- ①市民税非課税世帯であること。
- ②世帯の年間収入が1人世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- ③預貯金等の額が1人世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- ④居住用以外に活用できる資産（土地、家屋など）を有しないこと。
- ⑤負担能力のある親族等に扶養されていないこと。 ⑥介護保険料を滞納していないこと。

■ 利用者負担軽減を実施している法人一覧（令和8年1月現在）

あすなる会	関西福祉会	桜会	ひまわり会	みささぎ会
いずみ会	啓真会	さつき会	宏和会	悠人会
稲穂会	こころの家族	そうび会	福生会	よしみ会
エージングライフ福祉会	五常会	貞省会	フローラ藤の会	ラポール会
大阪福祉会	コスモス	天寿会	宝生会	和風会
大阪府社会福祉事業団	コミュニティ福祉会	東光学園	朋和会	
おおとり福祉会	堺暁福祉会	上神谷福祉会	マーヤ	
風の馬	堺中央共生会	野田福祉会	美木多園	
歓喜会	堺福祉会	博光福祉会	三篠会	

対象者の要件	軽減内容
世帯全員が市民税非課税で特に生計が困難と認められた方	対象サービス（訪問介護、介護老人福祉施設等）の利用者負担額、居住費（滞在費）・食費を25%等軽減
生活保護受給者の方	介護老人福祉施設、（介護予防）短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の個室を利用した場合、居住費（滞在費）を全額軽減

対象サービスは法人によって異なります。対象サービスの詳細、対象者の要件、申請手続等はお住まいの区役所地域福祉課にお問い合わせください。

※施設サービスを利用したときの居住費、食費の負担軽減については、P22に記載しています。

● 高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担軽減

下記の要件の全てを満たした方が障害福祉サービスに相当するサービスを介護保険で利用する場合、償還払いにより、利用者負担分が軽減されます（高額障害福祉サービス等給付費）。詳しくはお住まいの区役所地域福祉課障害福祉担当にお問い合わせください。

- 【要件】**
- ①介護保険サービスに相当する障害福祉サービス（居宅介護、生活介護等）に係る支給決定を65歳に達する前に5年間引き続き受けていた方
 - ②障害福祉サービスに相当する介護保険サービス（訪問介護、通所介護等）を利用する方
 - ③障害支援区分2以上であった方
 - ④市民税非課税者または生活保護世帯の方
 - ⑤65歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていない方